



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

株式会社 極楽湯
代表取締役社長 新川 隆 丈
(JASDAQ コード : 2 3 4 0)
問合せ先
取締役執行役員管理本部長
松本 俊 二
(TEL. 03-5275-0580)

当社取締役及び監査役に対する報酬としてのストックオプション（新株予約権）
の内容改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき報酬等として付与される取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権）の内容改定につきまして、下記の内容にて平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 28 期定時株主総会に議案として付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権）報酬額は平成 18 年 6 月 29 日定時株主総会において取締役については年額 200 百万円及び監査役については年額 50 百万円の範囲で付与すること、新株予約権発行の要領のうち、新株予約権の目的となる株式の種類及び数並びに総数については、取締役については当社普通株式 80,000 株（800 個）を、監査役については当社普通株式 10,000 株（100 個）を、各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の上限とすることで承認いただいておりますが、平成 19 年 1 月 1 日付で株式分割（5 分割）を行ったことに伴い、報酬額の上限はこれまでと同額としつつ、新株予約権発行の要領のうち、新株予約権の目的となる株式の種類及び数並びに新株予約権の総数につき、次の内容に変更することについてご承認をお願いするものです。

また、これに加えて、新株予約権行使の条件、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得事由及び譲渡による新株予約権の取得の制限についても次の内容で定めることにつきご承認をお願いするものです。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役については当社普通株式400,000株を、監査役については当社普通株式50,000株を、各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

取締役については4,000個を、監査役については500個を、各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に割当てることができる新株予約権の上限とする

また、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。

(3) 新株予約権行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役の地位を失った後も、これを行使することができる。

ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- i) 取締役、監査役もしくは顧問が解任され、または正当な理由なく辞任した場合
- ii) 取締役、監査役が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- iii) 取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、または割当日から6か月に満たない場合

②新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

③割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

④その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

以上